

事業者各位

入札説明書への質問（第1回）に対する回答書

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

令和3年8月23日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：宝塚市新ごみ処理施設整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	入札説明書	2	(5)事業内容	「実施方針 P. 23～24 別紙3 リスク分担表」に明記されたリスク分担の内容は、入札公告後も変更ないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のリスク分担表は分担の概略を示したものですが、その考えに変更ありません。
2	入札説明書	5	(1)入札参加者の構成等 ア(エ)	「構成企業のうち、・・・の担当となる企業は、SPC に出資する構成員となる」とあります。⑩と⑪の運営を構成する企業を2社とする場合、それぞれの企業が出資する構成員となる必要があるのでしょうか。そのうち1社は協力企業としてもよろしいでしょうか。	ご質問は、⑩を担当する企業が企業Aと企業B、⑪を担当する企業も企業Aと企業Bの場合と理解しました。⑩（または⑪）の業務内容を企業Aと企業Bで分担される場合、その分担の内容に応じた責任を負っていただきたいため、企業Aと企業Bの両方に出資を求めます。
3	入札説明書	6	(1)入札参加者の構成等 ウ	実施方針への質問回答No.6において、「運営開始前の目的外使用許可(有償)～可とします」とありますが、費用算定の為に賃料をご提示いただけますでしょうか。	公有財産使用料条例において、占有する部分の面積に対し、土地については1000分の4、建物については1000分の8の使用料を徴収することが定められています。
4	入札説明書	6	(1)入札参加者の構成等 エ	SPC への出資について代表企業以外は出資比率に制限は無いものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	7	(2)入札参加者の要件 イ(エ)	解体設計の実績とは、地方公共団体の一般廃棄物処理施設の実績であると理解して宜しいでしょうか。 また、建設及び解体工事一括の発注実績もお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	7	(2)入札参加者の要件 ウ(ア)	建屋の建設を担当する企業が複数社となる場合、また建設JVを組成する場合は全ての企業が当該要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建屋の建設を実施する企業は、単体の企業として、参加資格要件を確認します。JVが構成企業になることは想定していません。（「⑧建屋の建設を担当する建設企業」に複数社がなることや、最終的に構成企業がJVを組むことを妨げるものではありません。）
7	入札説明書	7	(2)入札参加者の要件 ウ(オ)	「マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の・・・」とあり、①～③の要件が記載されています。エネルギー回収推進施設の要件②「直近10年間の竣工（完成）実績」は、必要なしとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	7	(2)入札参加者の要件 ウ(カ)	既存施設の解体工事を担当する建設企業の要件について、実施方針時のご回答（No. 12）にて「③については過去の実績ではなく、本事業について配置することを条件とするものです。」とのご回答を頂きました。つきましては、以下の通り理解して宜しいでしょうか。 ・実績としてお示しする必要があるのは②のみ。 ・③については本事業での配置についての誓約書等をお示しする。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	8	(2)入札参加者の要件 エ(イ)	「運営業務に係る現場総括責任者を仮設リサイクル処理場の試運転開	可とします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				始までに配置できること」とあります。現場総括責任者を施設稼働時期に合わせて変更することは可能でしょうか。(例えば、仮設リサイクル処理場のみ稼働している期間から、エネルギー回収推進施設の稼働開始に合わせて変更を行うなど)	
10	入札説明書	8	(2)入札参加者の要件 エ(イ)	施設の運営を複数社で行う場合、うち1社から廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任者の経験を有する技術者を配置できればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし技術管理者は、当該施設の運営に関する事項に責任を負うものであることを申し添えます。
11	入札説明書	8	(2)入札参加者の要件 エ(イ)	同一企業が複数の施設を運営する場合、複数の技術管理者資格を有する者(焼却・リサイクル・し尿・仮設リサイクル)が兼務してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	8	(2)入札参加者の要件 エ(イ)	運転管理実績には本事業と同様に事業を行うために設立されたSPCからの受注を含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	8	(3)入札参加者の構成企業の制限	選定委員会の委員と資本面及び人事面において関連のある者は入札参加者の構成員となれないとありますが、選定委員会の委員についてご氏名等をご教示下さい。	選定委員会の委員は、審査講評の公表まで非公開です。当該制限に抵触するかどうかは、入札参加者の社内において資本面及び人事面に関連のある方が、本市の事業者選定委員会の委員になっているかどうかを確認し、判断してください。
14	入札説明書	9	(5)予定価格	最低制限価格や定量化限度額の設定は無いと理解してよろしいでしょうか。また、予定価格の内訳はございますでしょうか。(施設整備費と運営委託費)。無い場合、予定価格超過による失格の判定は総事業費のみで行われると理解してよろしいでしょうか。	最低制限価格や定量化限度額の設定はございません。また、予定価格の内訳は無く、予定価格超過による失格の判定は総事業費について行うものです。
15	入札説明書	11	(4)参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	「郵送での提出」とございますが、持参での提出も認めていただけないでしょうか。	郵送のみ可とします。
16	入札説明書	11	(4)参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	電子データの提出についてはDVDでのご提出も可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	13	(10)入札書類の受付	入札書類の提出について図書の体裁の記載がありませんが、綴じ方等は事業者任せに任せていただいてもよろしいでしょうか。	綴じ方等の体裁は事業者任せに委ねます。
18	入札説明書	14	(10)入札書類の受付	電子データの提出について、容量が大きくなった場合はCD-RではなくDVDまたはBD形式にて提出してもよろしいでしょうか。	市のPCではBDを読めないため、BDは避けてください。DVDは構いません
19	入札説明書	14	(10)入札書類の受付 ウ(カ)	正1部、副15部とありますが、正と副の違いは、(様式9)提案書※1の記載の違いのみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	14	(10)入札書類の受付 ウ(キ)	(2)要求水準に対する設計調書は、入札参加者にて任意に様式決定してよいと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表示したもの」としていただきます。要求水準書添付資料データと併せて提供した要求水準書のWordデータをご使用ください。
21	入札説明書	14	(10)入札書類の受付 ウ(キ)	正1部、副15部とありますが、正と副の違いは、(様式10)基本設計図書※1の記載の違いのみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	16	(10)入札書類の受付 ウ(ク)	電子データの形式は、Microsoft Excelをご指定の様式以外は、全てPDFでよろしいでしょうか。その場合、「提案書」・「基本設計図書」は、各々1つのファイルとしてよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりで可とします。
23	入札説明書	17	(5)入札書類の取扱い	貴市が必要と認める場合において、落札者の入札書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする、との記載がございますが、使用する書類の範囲及び公表の範囲について、事前に事業者へご協議頂きたく、お願い致します。	承知いたしました。
24	入札説明書	21	(4)事業計画に関する提案の条件	マテリアルリサイクル推進施設及び仮設リサイクル処理場において共	入札説明書P.21に記載した「委託料は、…から構成されており」は、

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
			イ 委託料	用している薬剤（消臭剤や活性炭等）においては、処理量に関わらず使用していることから固定料金の一部として取り扱って問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的な考え方を示したものです。固定料金・変動料金の具体的な内訳は、事業者に委ねます。
25	入札説明書	21	(4) 事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	委託料の物価変動について、算定結果が 0.985～1.015 の範囲内であるときは改定しない、との記載がございますが、この範囲を超えた場合には、1.000 からの増減分が改定の対象となると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	21	(4) 事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	売電量 1kWh 当たり 0.1 円（税抜き）の売電収益インセンティブが与えられるため、これを考慮すること、との記載がございます。この記載について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ・売電収益インセンティブは提案する売電量に関わらず発生するものと理解して宜しいでしょうか。 ・様式 9-16 別紙⑤に売電収入（インセンティブ分）を記載する欄がございますが、インセンティブという性質上、当該金額は委託料から差し引く必要は無い（様式 9-16 別紙⑥損益計算書、キャッシュフロー計算書には反映する必要が無い）と理解して宜しいでしょうか。	売電収益インセンティブは提案される売電量に関わらず、実売電量に対して付与するものです。売電収益インセンティブ分を委託料から差し引くかどうかは事業者に委ねますが、様式 9-16 別紙⑥損益計算書、キャッシュフロー計算書には反映してください。
27	入札説明書	23	(4) 事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	表 4～表 7 に示されている処理対象物の将来推計値からの著しい増減に伴う費用の増大については、「実施方針 P.23～24 別紙 3 リスク分担表」に明記されていたとおり、「貴市・事業者の協議とする」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	入札説明書	23	(4) 事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	「表 4 エネルギー回収推進施設の処理対象物の将来推計値」の燃やすごみ量には、可燃粗大ごみ量およびマテリアル推進施設・仮設リサイクル施設・し尿処理施設からの残渣量は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。含まれていない場合、表 5～表 7 中の推計値より事業者にて別途見込んで入札価格を算定することと理解してよろしいでしょうか。	燃やすごみ量には、可燃粗大ごみ量や他施設からの残渣量は含まれていません。あくまで計量機で計量した「燃やすごみ」の量です。エネルギー回収推進施設運営費のうち変動料金は、あくまで計量機で計量した「燃やすごみ」の量に応じて支払います。燃やすごみ以外のエネルギー回収推進施設処理対象物の量に対する変動費は、それらが当初搬入される施設（マテリアルリサイクル推進施設・仮設リサイクル処理場・し尿処理施設）の方の変動費で見込んでください。
29	入札説明書	23	(4) 事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	本項と「要求水準章 I 共通編 P.14～15 第 1 章第 2 節 11.」に記載された計画処理量の数値が異なりますが、運営費用算出に使用する計画処理量は、「入札説明書 P.23VI.1(1)」の将来推計値を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書に記載している量は、運営費算出のための量（各ごみ量は計量機による量）です。要求水準書に記載している計画量は、計量機以降の処理フローも考慮した量です。
30	入札説明書	23	(4) 事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	運営費用算出時に見込むエネルギー回収推進施設の処理対象物の計画処理量については、以下の通りとの理解でよろしいでしょうか。 ・燃やすごみの処理量については、「入札説明書 P.23VI.1(1) 表 4」の将来推計値を見込む。 ・その他の可燃粗大ごみ、マテリアル推進施設からの可燃残渣、し渣・し尿処理汚泥の処理量については、「要求水準章 I 共通編 P.14～15 第 1 章第 2 節 11. 令和 9 年度計画処理量」の計画処理量と同数量を毎年処理するものとして見込む。令和 9 年度のみ、上記の計画処理量の 1/2（6 か月分）の処理量で見込む。 ・災害廃棄物については、運営費算出に使用する計画処理量からは除く。 ・その他の計画で使用する災害廃棄物の計画処理量は、「要求水準章 I 共通編 P.14～15 第 1 章第 2 節 11. 令和 9 年度計画処理量」の値とする。	エネルギー回収推進施設運営費のうち変動料金は、あくまで計量機で計量した「燃やすごみ」の量に応じて支払います。燃やすごみ以外のエネルギー回収推進施設処理対象物（可燃粗大ごみ、マテリアル推進施設からの可燃残渣、し渣・し尿処理汚泥等）の量に対する変動費は、それらが当初搬入される施設（マテリアルリサイクル推進施設・仮設リサイクル処理場・し尿処理施設）の方の変動費で見込んでください。災害廃棄物についても、運営費算出に使用する計画処理量からは除いていただいて構いません。要求水準書に記載している災害廃棄物量は、施設規模算出の根拠となっているものです。
31	入札説明書	24	(4) 事業計画に関する提案の条件 ウ 保険	建物総合損害共済以外に、貴市にて加入予定の保険等がございましたらご教示願います。事業者にて付保する保険との重複契約を防ぐため、その補填内容（付保対象、付保期間等）を入札公告時に記載頂けますよ	特にありません。市が加入を予定している建物総合損害共済は、市が責を負う場合（市に費用負担が生じる場合）に適用されるものです。事業者や第三者が責を負う場合には適用されませんので、ご注意ください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				う、お願いいたします。	
32	入札説明書	24	(4) 事業計画に関する提案の条件 ウ 保険	貴市は社団法人全国市有物件災害共済会の建物共済に加入予定とありますが、補償範囲、免責金額等詳細を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	No. 31 を参照ください。
33	入札説明書	24	(4) 事業計画に関する提案の条件 ウ 保険	建設時、運営時に加入する保険の例示がありますが、加入する保険は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	24	(4) 事業計画に関する提案の条件 ウ 保険	建設期間中の保険について、組立保険が建設工事保険の内容もカバーしている場合には、加入する保険は事業者提案でよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
35	入札説明書	24	(4) 事業計画に関する提案の条件 ウ 保険	火災保険の補償範囲（補償項目）、免責金額、支払限度額は事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
36	入札説明書	24	(4) 事業計画に関する提案の条件 ウ 保険	運営期間中の保険について、火災保険についても加入することとするとございますが、運営期間中の施設所有者は貴市となるため、火災の際には貴市付保予定の建物総合損害共済を使用すると想定されます。また、事業者起因の火災については事業者が付保する第三者賠償損害保険で補償することも可能です。つきましては、事業者は運営期間中の火災保険を付保しないことをお認めいただけないでしょうか。	保険の内容は事業者提案に委ねます。 なお、市が加入を予定している建物総合損害共済は、対象物件が市の所有かどうかに関わらず、市が責を負う場合（市に費用負担が生じる場合）に適用されるものです。市の所有であってもなくても、事業者や第三者が責を負う場合には適用されませんので、ご注意ください。
37	入札説明書	24	(5) リスク管理の方針 イ	「予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、特定事業契約に定めるものとする。」と記載がありますが、責任分担について、貴市の考えをご提示いただけないでしょうか。	リスク分担の考え方は契約書（案）に反映しています。
38	入札説明書	29	別紙2 モニタリングの手順及び委託料の減額方法	モニタリングを踏まえ、SPC の業務内容が基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び提案書等に示される運営に関する内容を満足していないと貴市が判断した場合に、SPC に対し是正勧告がなされるとの記載がありますが、業務の適切な履行によっても発見しがたい処理不適物の混入や、運営委託仮契約書 第 29 条以下に示す不可抗力に起因する是正事項は、ペナルティポイントの加算を免れるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、業務の適切な履行がなされていたかどうかや、不可抗力に起因するものであったかどうかも含め、モニタリングにおいて判断します。